

児童クラブ通信

2020年6月号

vol.04

発行：富士市福祉こども部
こども未来課
電話：0545-55-2731
FAX：0545-55-2956



6月1日から放課後児童クラブ再開

～感染症予防のため再開後の利用方法等についてご理解・ご協力を～

再開後の利用方法等について保護者及び運営主体に依頼

5月22日、富士市は、6月1日の放課後児童クラブ（以下「児童クラブ」という。）の再開に向けて、児童クラブの運営主体となる各小学校区の運営委員会等に向け、感染予防・衛生管理に係る基本的事項（こまめな手洗いを徹底する等）のほか、過密を避けるための児童1人当たりの必要面積の考え方等について示しました。

具体的には、富士市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める規則第5条において、「児童1人につきおおむね1.65平方メートル以上」と定めているところでありますが、感染防止対策として一定期間、小学校と同等な必要面積を維持した利用児童の受入を基本とし、児童1人につきおお

保護者の皆様へ（お願い）

児童クラブが、その性質上、児童の距離間を一定に保つことが困難な環境の運営となることから、再開後の利用につきまして下記のとおり取りまとめましたので、引き続きご理解とご協力を賜りますようお願いいたします。

- ①感染予防のため、保護者が仕事を休んで家にいることが可能な場合や、祖父母等、保護者以外の方で、放課後、子どもの見守りが可能な場合は、児童クラブの利用を控えていただきますようご協力をお願いします。
- ②ご家族全員の毎朝の検温及び体調の確認を徹底してください。
- ③ご家族のいずれかが発熱等の風邪症状が見られる場合は、児童クラブを休み外出を控えてください。
- ④児童クラブを利用する児童及び送迎者ともに児童クラブに入る際には、マスクを着用してください。

むね1.83平方メートル程度（小学校の定員に準じています）を確保するよう依頼しました。

なお、平均利用人数をベースとして1.83平方メートルの確保面積に基づき新たな定員を設定する場合、一部の児童クラブについては、定員超過となることが予測されます。

このため、定員超過となった場合においては、保育スペースを確保するため、学年や曜日・時間帯等によっては、通常のクラブ室における保育だけでなく、小学校施設（体育館等）も活用した分散保育となる場合もございますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

■9小学校区で一法人による運営スタート

富士市は、昨年5月に策定した「富士市放課後児童クラブ運営基本方針」に基づき、現在、各小学校区の運営委員会に委託している児童クラブの一括運営に向け、プロポーザル結果にもとづき、昨年12月、一般社団法人コードモノプラス（以下「コードモノプラス」という。）と委託契約を締結しました。

コードモノプラスによる児童クラブ運営は、すでに4月から、富士見台、富士第二、田子浦、岩松北、青葉台、鷹岡、原田、吉永第一、吉永第二の9小学校区においてスタートしており、利用料や開所時間等については、市が作成した「富士市放課後児童クラブ運営基準」を遵守したものとなっています。

■段階的に運営主体を移行

今後は、各地区の運営委員会の意向に応じて段階的に運営主体を移行し、令和7年度までに全小学校区の一括運営を目指します。

今年度についても、各運営委員会の意向を伺い、10月までには、令和3年度に運営業務を移行する小学校区を確定させる予定です。

年度	運営委員会の意向に応じ
令和2年	段階的な移行
令和3年	
令和4年	
令和5年	
令和6年	
令和7年	完全移行（一括運営スタート）